平成２３年（フ）第４８７１号
大阪市城東区関目５丁目17番22号
債務者　中村　雅昭
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７４号
栃木県佐野市並木町230番地
債務者　山根　幸一
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４６４０号
大阪市鶴見区今津中５丁目１番26号　ソレーユ202
債務者　冨士　修平
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７５２号
大阪市住之江区浜口西２丁目３番17号エコーハイツ305号
債務者　足田　利信
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７９６号
横浜市都筑区川和台25番20号
債務者　渡邉　一哉
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８２１号
横浜市保土ケ谷区星川１丁目３番２号　太田マンション303号
債務者　石井　秀幸
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９１号
東京都八王子市元横山町３丁目11番４号竹荘201号
債務者　大野　清子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８７１号
東京都日野市南平５丁目30番地の１向川原団地１―303
債務者　加藤　義孝
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８８６号
東京都稲城市平尾３丁目１番地の１平尾住宅39棟406号
債務者　早坂　　章
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９９号
静岡県富士市松岡1461番地の６
債務者　北澤　光彦
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２５９号
香川県高松市円座町995番地　サンタウン円座Ｃ棟202号室
債務者　金崎　知裕
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４９号
愛媛県八幡浜市大平１番耕地756番地３
債務者　井藤　康美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時10分
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２３４９号
福岡市城南区樋井川１丁目２番14号
破産者　有限会社ゆたか石油
1　決定年月日　平成23年７月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２２号
宮崎県日南市飫肥６丁目２番28号
破産者　医療法人再生会
1　決定年月日　平成23年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第３６号
福岡市西区姪浜駅南１丁目２―10―205号、破産手続開始決定時の住所福岡県前原市大字曽根178番地の６
破産者　小堀美保代
1　決定年月日　平成23年７月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部